

第4 上下水道事業

- 1 上 水 道
- 2 下 水 道

1 上 水 道

(1) 沿 革

良質な地下水が豊富であり、清流長良川畔に発達した本市においても、都市化が進むにつれ大正中期頃から家庭や工場からの排水による井戸への影響が問題となり、識者の間に理想的な衛生都市建設のため水道施設の必要性が唱えられ、昭和3年に、長良川左岸（鏡岩）に浅井戸を造り伏流水を水源として旧岐阜市南部地域に給水する第1期（創設）事業に着手し、昭和5年3月には通水を開始、続いて第2期事業として旧市北部地域の事業に着手した。

戦後、市域拡大と観光都市として市勢が発展するに伴い、衛生的な文化都市として水道の必要性が急速に高まり、昭和24年に第3期事業として加納地区へ区域を拡張、昭和26年には第4期事業として長良川右岸に雄総水源を建設し、長良川以北地域の事業にも着手した。以後、旧市街周辺の人口増加により水道に対する要望が強まり、昭和30年に第5期事業として人口増加の著しい本荘、三里、島地区の事業に着手し、昭和32年には当地域周辺について区域を拡張するため本計画を変更した。そして、高度経済成長期の人口増加と生活様式の近代化や産業の著しい発展などが水需要の増加を促したことから、昭和43年に第6期事業に着手し、昭和46年に一部計画を変更して事業を進めたが、オイルショック等の経済情勢の激変により計画の見直しを行い、昭和54年に第6期2次変更事業として事業を進めた。昭和56年には本荘水源が完成し、鏡島、三里、本荘及び市橋地区の一部に給水を開始、翌昭和57年には下川手水源が完成し、加納及び厚見地

区の一部に給水を開始するとともに、市内配水管網の整備拡充も併せて進めたが、未給水区域である市南部地域において水道の要望が強くなり、給水量の増加に対応する新たな水源の建設及び増設等が必要となったことから、昭和59年に第7期事業に着手した。その後、上水道区域に隣接する簡易水道区域の著しい人口の増加に対応するとともに、上水道として整備し安定供給を図るため、昭和62年に第7期1次変更事業として32箇所の簡易水道のうち24箇所を上水道に統合した。平成4年には市橋水源の一期工事が完成し給水を開始している。

一方、市西部地域は良質な地下水に恵まれ自家井戸により飲料水を賄ってきたが、水道の整備が強く望まれてきたことから平成5年に第8期事業に着手し、当地域への給水区域拡張と残る8箇所の簡易水道のうち3箇所を上水道へ統合、計画管路の耐震化及び鏡岩等の配水池建設による安定給水を目指した。さらに平成11年に着手した第8期1次変更事業では、給水区域を5つのブロックとした水源計画により安定給水を図るとともに、残る5箇所の簡易水道のうち3箇所を上水道へ統合している。

平成17年に着手した第9期事業において残る2箇所の簡易水道を上水道へ統合し、その後、平成18年1月の柳津町との合併にあわせ、柳津町水道事業の全部譲受届出を行い岐阜市水道事業へ統合した。平成20年に着手した第9期1次変更事業では、より安全で安定した水道水の供給を図るため、伏流水を水源とする鏡岩及び雄総水源に紫外線処理施設を整備し、平成23年4月から処理を開始した。

平成27年には、取水地点の変更を主とした第10期事業に着手し、事業を進めている。

区分 期別	着工年月日	完成(予定) 年月日	工事費(円)	計画給水 人口(人)	市議会 議決年月	厚生労働省 認可年月	追加給水区域
第1期 (創設)	S3. 12. 8	S9. 3. 11	820, 115	55, 000	S3. 3	S3. 10	旧市南部区域
第2期	S6. 6. 22	S10. 3. 31	662, 265	125, 000	S5. 5	S5. 11	旧市北部区域
第3期	S24. 8. 13	S27. 3. 31	34, 988, 210	148, 000	S24. 5	S25. 4	加納の一部区域
第4期	S27. 2. 28	S31. 3. 31	111, 741, 739	125, 000	S25. 3	S26. 7	長良・鷺山の一部区域
第5期	S31. 1. 5	S41. 3. 31	600, 000, 000	192, 000	S30. 6 (S32. 3 変更)	S30. 7 (S32. 3 変更)	加納・加納西・本 荘・長森南・長良 西・則武・早田区 域、長森北・鏡島・ 厚見・三里・市橋・ 島・岩野田及び常磐 の一部区域
第6期	S43. 4. 1	S53. 3. 31	4, 800, 000, 000	334, 000	S43. 3 (S46. 3 変更)	S43. 3 (S46. 3 変更)	鏡島・三里・市橋・ 厚見・茜部・鶉・島 及び城西区域

区分 期別	着工年月日	完成(予定) 年月日	工事費(円)	計画給水 人口(人)	市議会 議決年月	厚生労働省 認可年月	追加給水区域
第6期 〔2次 変更〕	S54. 4. 1	S59. 3. 31	3,000,000,000	295,000	S54. 3	S54. 3	金華・京町・明德・ 本郷・徹明・梅林・ 白山・華陽・木之 本・長良小学校区一 円並びに、長良東・ 長森西及び黒野小学 校区の一部区域
第7期	S59. 4. 1	H8. 3. 31	9,200,000,000	295,000	S59. 3	S59. 3	長森西及び日置江小 小学校区一円
第7期 〔1次 変更〕	S62. 4. 1	H8. 3. 31	10,470,000,000	386,700	S61. 12	S62. 3	日野・鷺山・常磐・ 長森北・長森東・岩 野田・岩野田北・黒 野・岩・芥見・藍 川・芥見東・芥見 南・三輪南・三輪北 小学校内一円並び に、木田・西郷及び 網代小学校区の一部 区域
第8期	H5. 8. 27	H21. 3. 31	27,430,000,000	397,000	H5. 3	H5. 8	木田・西郷・七郷及 び合渡小学校区一円 並びに、方県小学校 区の一部区域
第8期 〔1次 変更〕	H11. 10. 7	H21. 3. 31	21,840,000,000	400,400	H11. 2	H11. 10	長良東・網代、芥見 東小学校区の一部の 区域及び本巣郡本巣 町の一部の区域
	H11. 10. 7	H21. 3. 31	21,840,000,000	400,400	H15. 3	H15. 7 (届出)	羽島郡岐南町の一部 の区域
第9期	H17. 3. 18	H26. 3. 31	16,370,000,000	374,600	H16. 12	H17. 3	方県小学校区一円並 びに網代及び芥見東 小学校区の一部の地 域
	H17. 12. 26	H26. 3. 31	16,729,000,000	388,770	H17. 9	H17. 12 (合併届出) H18. 3 (届出)	柳津小学校区一円
第9期 〔1次 変更〕	H20. 4. 1	H26. 3. 31	7,908,843,000	381,500	H20. 6	H20. 3	—
第10期	H27. 2. 6	R7. 3. 31	8,864,892,000	356,100	H27. 6	H27. 2	—

(2) 概要

本市の水源地は、令和5年度末で17箇所あり、各配水系統を区分して給水している。水源は水質が良質で、地下水を直接ポンプ揚水し、次亜塩素酸ナトリウム滅菌を施し給水している。

ア 給水状況（令和5年度）

行政区域内(A)		給水区域内(B)		給水(C)		普及率	
世帯	人口	世帯	人口	戸数	人口	C/A	C/B
186,907	399,492	186,999	399,702	162,212	341,549	85.5	85.5

イ 配水量等の状況（令和5年度）

年間総配水量 (㎥)	一日最大配水量		一日平均 配水量(㎥)	一人一日最大 配水量(ℓ)	一人一日平均 配水量(ℓ)
	月日	水量(㎥)			
52,029,098	12.30	159,748	142,156	468	416

ウ 施設

本市の水道は、昭和3年に長良川の伏流水を水源とした鏡岩水源地の建設工事に着手して以来、雄総、粕森、本荘、下川手の5箇所の水源地で直間接方式で給水してきたが、昭和62年4月に簡易水道事業の水道部への統合に伴い、旧32簡易水道地域の内、24箇所の簡易水道（下奈良、爪、茜部、鶉、今嶺藪田、日置江、前一色、水海道、岩芥見、上芥見第1、上芥見第2、芥見加野、岩井、岩野田、黒野第1、黒野第2、柿ヶ瀬、西郷、日野、常磐、芥見野村、三輪第1、三輪第2、志段見）を第2給水区域として上水道に統合した。平成6年4月には3地区の簡易水道（石谷、木田、一日市場）を上水道に統合、平成8年4月、平成11年10月には水道事業の給水区域に隣接する曾我屋地区、河渡地区の簡易水道を上水道に統合した。

こうした統廃合の中、岩井、柿ヶ瀬、前一色、爪、今嶺藪田、志段見、下奈良、水海道、石谷、茜部、常磐及び旧木田水源地进行を順次休廃止してきた。更に平成4年6月には市橋水源地进行での給水を開始、平成4年10月には粕森水源地进行の廃止、平成8年1月には下川手、本荘、市橋水源地进行間の相互給水を行い、平成8年4月には旧第1給水区域と旧第2給水区域を上水道給水区域として統合した。

その後、平成12年3月に芥見配水池及び木田水源地完成、平成14年3月には鏡岩配水池が完成しそれぞれ稼動を開始している。また平成13年4月に古津地区の簡易水道を上水道へ統合、平成14年2月に鶉区域、平成15年4月には日置江区域をそれぞれ市橋区域へ統合した。更に、平成14年4月には則松地区の簡易水道を上水道統合、平成16年3月には、木田水源地进行内に木田配水池及び配水施設が完成、運転を開始したのに伴い曾我屋、河渡区域を木田区域へ統合した。平成17年4月には上雛倉、方県地区の簡易水道を上水道へ統合し、簡易水道の統合は全て完了した。平成18年1月には柳津町との合併に伴い、柳津・佐波水源地进行を岐阜市の水道事業に譲り受けた。平成22年3月に雄総第2配水池、平成26年12月に黒野第1配水池、平成27年8月に黒野第1加圧施設、平成30年3月には岩野田配水池、岩野田加圧施設が完成し稼動を開始した。

また、より安全で安心な水道水を供給するため、平成23年4月から鏡岩水源地进行及び雄総水源地进行において、紫外線による高度浄水処理を開始している。

令和5年度末現在、鏡岩水源地进行をはじめ17箇所の水源地（予備水源を除く）が稼動している。これらの水源地では長良川の良質な伏流水を含む地下水を取水してポンプ直送と配水池を利用する直間接方式で給水し、上下水道事業部庁舎において、各水源地、加圧施設の集中監視を行っている。

(ア) 水源施設

ブロック	水源地名	所在地	標高 (m)	設立 年月	用地面積 (㎡)	取水可能量 (㎡/日)	計画取水量 (㎡/日)	水源井		取水ポンプ				配水ポンプ				浄水設備				発電機設備				配水池				() は予備水源						
								規模	井戸 数	井戸 種別	電動機出力 (kW)	口径 (mm)	揚水量 (㎡/分)	揚程 (m)	台数	電動機出力 (kW)	口径 (mm)	揚水量 (㎡/分)	揚程 (m)	台数	能力 (㎡/日)	台数	容量 (kVA)	能力 (㎡)	有効容量 (㎡)	池 数	標高 (m)	H.W.L. (m)	底版高 (m)							
鏡	岩鏡岩408-2		23.0	S3.12	9,165	60,390	60,390	10,000	3	165	400	14.00	50	5	65可変	1	90	300	8.00	50	2	←取水兼用	55	200×150	4.50	50可変	2	19,067	2	4	1,500	1	20,000	1	65.0	35.0
	本庄3533-2		10.0	S56.5	3,510	13,400	11,290	500	2	37	200	5.20	25	2	50固定	2	55	200×150	4.50	50固定	2	55	200×150	4.50	50固定	2	38,133	2	4	300	1	4,000	1			
鏡岩給水	市橋目28-1	下奈良1丁目	9.6	H4.6	9,987	12,000	10,866	500	2	30	200	5.10	20	2	54可変	2	90	250×200	7.00	54固定	1	75	200×150	5.00	54固定	1			2	500	1	4,000	1			
下川	手目95	西川手3丁目	9.5	S57.7	801	11,500	7,090	500	1	30	200	5.00	15	1	42可変	3	55	250×150	6.00	42可変	3								2	250	1	2,100	1			
柳津給水	津目48	柳津町丸野1丁目	6.7	S41.12	1,329	8,060	4,180	200	1	30	150	4.00	30	1	60可変	2	30	125	2.00	60可変	2	30	125	1.60	62可変	1			2	200	1	2,000	1	6.7	16.6	
柳津給水	佐波波西5丁目164	柳津町上佐	6.6	S53.4	1,490	5,760	2,200	400	1	22	150	2.50	30	1	56可変	4		100	0.93	56可変	4							2	150	1	2,000	1	6.6	10.5		
雄	雄総桜町2丁目16-2		22.0	S27.2	9,401	55,470	49,460	10,000	2	170	350	12.30	60	2	←取水兼用			←取水兼用		←取水兼用													1,825	1	61.0	62.7
雄	雄総桜町2丁目16-2		22.0	S27.2	9,401	55,470	49,460	8,000	1	110	250	8.00	55	1	60可変	2	110	250	8.00	55	1	132	300	9.00	55	1			3	1,250	1	雄総第2 雄総第				

ブ ロ ッ ク	水源地名	所在地	標高 (m)	設立 年月	用地面積 (㎡)	取水可能量 (㎡/日)	計画取水量 (㎡/日)	水源井			電動機出力 (kW)	取水ポンプ			配水ポンプ				浄水設備			発電機設備 能力 (kVA)	配水池							
								規模	深さ (m)	井戸 数		口径 (mm)	揚水量 (㎡/分)	揚程 (m)	台数	電動機出力 (kW)	口径 (mm)	揚水量 (㎡/分)	揚程 (m)	台数	装置		能力 (㎡/日)	台数	消費電 機					
三輪 三輪 三輪 給水	第 1	太郎丸字榎 木4-2	38.8	S35.10	541	6,300	5,480	400	50 51	1 2	45 45 45	150 150 150	2.00 2.40 2.40	70 70 70	1 1 1	←取水兼用				←取水兼用			2	250	1	1,020	1	83.0	91.2	82.8
	第 2	三輪宮西 323	43.1	S35.10	565	8,600	4,460	600	35	2	45 55	150 150	3.8 3.2	50 70	1 1	←取水兼用				←取水兼用			2	200	1	980	1	83.0	91.5	82.8
	(芥見加野)	加野字東畑 42	32.1	S40.3	320	(6,000)	(3,700)	2,000	12	1	45	125	2.60	72	1	←取水兼用				←取水兼用			1							
木 田 給水	第 1 西郷 第 2	木田2丁目 128-1	13.5	H12.3	3,435	10,400 (13,900)	5,900 (9,400)	500 500 500	149 129 60	1 1 1	45 45 37	150 150 150	2.43 4.16 3.80	65 35 35	1 1 1	45 37	150 150	3.70 3.30	47 40	2 1	除フオッソ "	3,500 5,500	1 4	200	1	2,600	1	13.3	22.0	13.0
		中西郷4丁目 52	22.0					400	45	1	7.5	100	0.70	34	1															
		中西郷2丁目 34	S30.7	258	6,160	5,560		500	31.5 30.5	1 1	22 22	150 150	3.50 3.50	24 25	1 1	45 30	125 80	2.43 1.50	67 73	2 1	エッレーヨソ "	3,500	2	200	1	1,275	1	52.0	62.6	51.8
黒野 第 2	小野6丁目5	18.5	S33.10	337	2,400	1,000	400	70	2	5.5	80	0.80	25	2	22		80	1.40	60	2	エッレーヨソ "	1,540 1,540 806	4 1 1	150	1	550	1	67.6	72.8	67.5

(イ) 加圧ポンプ施設

() は加圧タンク

ブ ロ ッ ク	施 設 名	所 在 地	標高 (m)	用地面積 (㎡)	加 圧 ポ ン プ					貯 水 池				
					電動機出力 (kW)	口径 (mm)	揚水量 (㎥/分)	揚程 (m)	台 数	有効容量 (㎥)	池 数	標高 (m)	H.W.L (m)	底版高 (m)
鏡 岩 水 源	粕 森	若宮町1丁目9	13.00	142.80	75	250×200	可変0～8.0	40	2	—	—	—	—	—
	一 色 団 地	長森本町1丁目8-16	13.10	41.43	15	65	0.50	87	1	320	1	60.13	62.83	59.13
	前 一 色	前一色2丁目3-1	13.20	36.39	1.5	50	0.20	20	2	45	1	40.00	42.50	40.00
雄 総 水 源	雄 総 殖 産 団 地	長良雄総大門西192-2	23.63	70.68	18.5	80	0.80	87	2	240	1	82.48	82.13	78.68
	真福寺松籟団地	長良2435-120	31.00	161.52	5.5	65	0.60	27	2	(15.7)	(2)	—	—	—
	志 段 見	長良雄総字坂下812	23.35	51.48	11	100	0.40	71	2	100	1	86.80	90.00	86.50
	岩 野 田	岩崎字古戦場754-1	21.10	1,914.00	55	200×150	3.31	62	3	岩野田東 290	1	71.2	73.4	69.8
					75	200	3.07	77	2	常磐 830	1	76.6	84.5	76.5
	八 幡 洞	栗野西8丁目244	50.83	47.36	3.7	50	0.35	34	1	(6)	1	—	—	—
	三 田 洞	三田洞東3丁目15-1	50.06	120.75	3.7	40	0.25	45	2	20	(1)	72.15	73.82	72.02
	黒 野 第 1	大学北2丁目26	14.10	359.70	55	150×100	2.57	69	3	4,000	1	52.00	62.00	51.80
	石 谷	石谷2丁目19	16.50	70.00	3.7	65	0.40	29	2	200	1	74.50	77.10	74.10
	佐 野	佐野字南山833-1	30.30	168.00	3.7	40	0.09	68	2	137	1	73.00	75.60	71.50
	高 天 ケ 原	芥見7丁目81	57.62	122.00	5.5	50	0.26	63	2	60	1	138.02	139.40	137.10
	南 山	芥見南山1丁目173	58.03	30.00	2.2	40	0.17	33	2	30	1	79.84	81.37	79.42
芥 見 水 源	芥 見 西 山	大洞緑山1丁目3373-2	49.30	91.30	5.5	50	0.30	50	2	100	1	85.50	90.70	86.70
	見 晴 台	天池1丁目12-14	27.80	79.00	7.5	50	0.30	83	2	25	1	99.78	101.13	98.63
	芥 見	北山3丁目	72.00	12,224.00	30	100	2.20	46	2	435	1	112.60	116.40	112.20
	岩 芥 見	岩田西3丁目285	29.20	456.00	45	125	1.75	80	3	525	1	86.20	92.10	85.40
三 輪	加 野 団 地	加野1丁目53-4	43.18	236.30	22	100	1.00	78	2	215	1	104.18	111.33	104.03
木 田	則 松	則松5丁目27	23.50	147.00	37	100×80	1.50	72	2	175	1	84.10	86.40	83.10
										網代北 300	1	84.00	87.60	83.80
	雛 倉	雛倉1丁目3-2	49.40	86.00	5.5	40	0.22	85	2	60	1	110.40	113.00	109.70

エ 配水管延長

(令和6年3月31日現在)

口径(mm)	延長(m)	口径(mm)	延長(m)	口径(mm)	延長(m)
1,500	502	500	3,788	150	284,698
1,000	1,534	450	863	125	2,894
900	926	400	17,584	100	912,560
800	5,093	350	6,099	75	272,993
700	3,564	300	88,728	65	615
600	1,555	250	32,022	50以下	679,303
550	1,474	200	107,206	合 計	2,424,001

オ 給水の用途別水量及び料金

(給水戸数は令和6年3月31日現在)

種別		区分	令和5年度実績			
			給水戸数	使用水量(m ³)	使用料金(円)	比率
第1種	家事用		141,593	29,602,043	3,544,734,620	73.14%
第2種	学校、幼稚園、保育所		331	1,797,581	265,495,814	5.48%
第3種	公衆浴場用		3	867	77,280	0.00%
第4種	第1種、第2種、第3種に該当しないもの		20,285	6,803,384	1,036,431,475	21.38%
合 計			162,212	38,203,875	4,846,739,189	100.00%

カ 検針及び徴収

(ア) 検針

隔月検針制 昭43.4.1実施
個人委託制 昭45.4.1実施
法人委託制 平20.4.1実施
検 針 員 42人
(1人1カ月受持件数 平均2,408件)
検 針 日 定例検針日実施
毎月4～21日(18日間)

(イ) 徴収

隔月徴収 昭43.4.1実施

(令和5年度実績)

区 分	口 座	個人納付	クレジット	合 計
収納件数	837,233	206,590	148	1,043,971
比 率	80.20%	19.79%	0.01%	100.00%

※収納件数は水道、下水道共通。

キ 水道料金

水 道 料 金 表 (1か月につき)

平成26年6月30日改定 (平成26年10月1日から適用)

		種 別		基本料金		従量料金	
給水料金 (月)	従量栓給水料金	第1種	家事用		685円	10㎥までの分 1㎥につき 5円 10㎥を超える分 1㎥につき 154円	
		第2種	学校・幼稚園・保育所用		50㎥まで3,675円	50㎥を超える分 1㎥につき 154円	
		第3種	公衆浴場用		50㎥まで1,840円	50㎥を超える分 1㎥につき 50円	
		第4種	第1種 第2種 第3種 に該当 しない もの	口径13、20、25mm	685円	10㎥までの分 1㎥につき 5円 10㎥を超える分 1㎥につき 154円	
				口径40mm	20㎥まで2,275円	20㎥を超える分 1㎥につき 154円	
				口径50mm	40㎥まで5,355円	40㎥を超える分 1㎥につき 154円	
				口径75mm	80㎥まで11,515円	80㎥を超える分 1㎥につき 154円	
				口径100mm	160㎥まで23,835円	160㎥を超える分 1㎥につき 154円	
	口径150mm	380㎥まで57,715円	380㎥を超える分 1㎥につき 154円				
	メ ー タ ー 料 金	口径		金額	口径	金額	
		13mm		70円	50mm	1,200円	
		20mm		180円	75mm	1,800円	
		25mm		220円	100mm	2,000円	
40mm		400円	15mm	3,700円			
臨時給水料金			上記のそれぞれ2割増				
私設消火栓給水料金			(ア)供給準備料金 1個1か月につき 330円				
			(イ)給水料金 1回5分又はその端数毎に 1個(双口は2個とする。)につき 550円				

※水道料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。)に上記料金表に規定する2か月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

ク 水道水切替工事助成金

本市は、良質かつ豊富な地下水に恵まれているため井戸水の利用者が多いことから、水道の普及促進を図るため水道水への切替工事に対して助成金を交付している。

(ア) 交付要件

給水装置の新設工事で、揚水ポンプを撤去し井戸水をすべて上水道に切り替える工事を行う場合。

(イ) 助成金の額

区 分	金額 (円)
下水道利用者が切り替えた場合	40,000
上記以外の場合	20,000

(3) 第10期拡張事業

平成27年2月に、取水地点の変更を主とした第10期拡張事業認可を取得し、事業を進めている。

ア 計画の規模

目 標 年 次	令和6年度	
給水区域面積	13,930ha	
計画給水人口	356,100人	
計画普及率	87.3%	
計画給水量	1日平均給水量	149,400m ³
	1日最大給水量	177,300m ³
施 工 年 次	平成26～令和6年度	
総 事 業 費	88,649億円	起債 60,320億円 自己資金 28,329億円
事 業 内 容	下記イの実施状況に示す計画のとおり	

イ 実施状況

平成26年度を初年度とした、11か年計画の第10期拡張事業は、年次計画に基づき事業を施行中である。

なお、計画及び進捗状況は次のとおりである。

区 分	計 画	
配水管布設工事費	φ400～75mm	ℓ=24,434m 5,733,987千円
原水及び浄水設備工事費	浄水施設工事及び配水池築造工事他 2,187,905千円	
事 務 費	943,000千円	
合 計	8,864,892千円	

区 分	令和5年度末までの実績	進捗率
配水管布設工事費	ℓ=51,338m 3,260,161千円	56.9%
原水及び浄水設備工事費	岩野田加圧施設電気設備工事他 1,704,529千円	77.9%
事 務 費	673,564千円	71.4%
合 計	5,638,255千円	63.6%

注1：消費税込みの数値である。

注2：令和5年度末までの実績は、令和5年度繰越を含まない。

(4) 水道整備事業

現在、水道は、市民生活や産業活動において欠くことのできないライフラインとして、未給水区域の解消はもとより、安全でおいしい水を安定して供給する施設づくりが強く求められている。

昭和63年度に、昭和30年以前に布設された铸铁管や石綿管等が、赤水の発生や破裂事故の一因ともなっていたことから、第1期水道整備事業に着手し、平成7年度から第2期水道整備事業、平成9年度からは石綿管の早期更新と老朽管及び水源施設の更新増による基幹設備の早期充実を図るため、第2期1次変更水道整備事業を進めた。

平成17年度からは、残存する老朽管及び水源施設の更新による基幹施設の充実を図るため、第3期水道整備事業を進め、平成23年度からは、岐阜市水道ビジョンの基本目標である「安全で安心な水道」、「災害に強い水道」を実現するため、施設の耐震化も考慮した第4期水道整備事業を進めた。

平成28年度からは、管路の耐震化、更新をより効率的・効果的に行う第5期水道整備事業を進めた。引き続き、令和3年度から第6期水道整備事業を進めている。

ア 計画の規模

目 標 年 次	令和7年度
施 工 年 次	令和3年度～令和7年度
総 事 業 費	12,611,677千円
事 業 内 容	下記イの実施状況に示す計画のとおり

イ 実施状況

令和3年度を初年度とした5か年計画の第6期水道整備事業は、年次計画に基づき事業を施行中である。

なお、整備計画及び進捗状況は次のとおりである。

区 分		計 画
事 業 費	配 水 管 整 備	ℓ=114,040m 9,852,077千円
	水源等施設 整 備	施設耐震化（耐震補強工事等） 設備更新（ポンプ取替等） 2,759,600千円
合 計		12,611,677千円

区 分		令和5年度末までの実績	進捗率
事 業 費	配 水 管 整 備	ℓ=69,371m 6,061,133千円	61.5%
	水源等施設 整 備	雄総水源地自家用発 電設備更新工事ほか 1,851,194千円	67.1%
合 計		7,912,327千円	62.7%

注1：消費税込みの数値である。

注2：令和5年度末までの実績は、令和5年度繰越を含まない。

（5）財政状況

ア 収益的収入及び支出

（収 入）

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
水道事業収益	5,901,119,000	100.0	5,981,098,785	100.0	5,981,708,705	100.0
営業収益	5,639,889,000	95.6	5,660,337,747	94.6	5,721,477,312	95.6
営業外収益	258,739,000	4.4	320,761,038	5.4	260,231,393	4.4
特別利益	2,491,000	0.0	0	0.0	0	0.0

（支 出）

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
水道事業費	5,320,447,000	100.0	4,775,964,583	100.0	5,076,156,966	100.0
営業費用	4,830,254,000	90.8	4,288,464,762	89.8	4,460,204,913	87.9
営業外費用	485,193,000	9.1	487,499,821	10.2	615,952,053	12.1
予備費	5,000,000	0.1	0	0.0	0	0.0

イ 資本的収入及び支出

（収 入）

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
資本的収入	2,401,586,000	100.0	2,643,533,164	100.0	1,874,787,230	100.0
企業債	2,169,500,000	90.3	2,311,100,000	87.4	1,557,300,000	83.1
国県補助金	0	0.0	64,249,000	2.4	64,331,000	3.4
一般会計補助金	16,306,000	0.7	18,023,399	0.7	20,962,036	1.1
負担金	205,210,000	8.6	126,460,765	4.8	136,194,194	7.3
固定資産売却代金	7,770,000	0.3	0	0.0	0	0.0
出資金	2,800,000	0.1	123,700,000	4.7	96,000,000	5.1

（支 出）

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
資本的支出	5,761,515,000	100.0	5,989,714,360	100.0	4,850,169,050	100.0
建設改良費	3,747,000,000	65.0	3,918,970,892	65.4	2,668,390,825	55.0
企業債償還金	2,014,515,000	35.0	2,070,743,468	34.6	2,181,778,225	45.0

(6) 水道経営分析 (令和5年度)

項 目		算 出 基 礎		算出方法	数値
1	普 及 率	行政区域内人口 (A) 399,492 (人)	現在給水人口 (B) 341,549 (人)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 85.5
2	有 収 率	年間総配水量 (A) 52,029,098 (m³)	年間総有収水量 (B) 38,203,875 (m³)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 73.4
3	負 荷 率	一日最大配水量 (A) 159,748 (m³)	一日平均配水量 (B) 142,156 (m³)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 89.0
4	施 設 利 用 率	一日配水能力 (A) 254,376 (m³)	一日平均配水量 (B) 142,156 (m³)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 55.9
5	配水管使用効率	導送配水管延長 (A) 2,424,001 (m)	年間総配水量 (B) 52,029,098 (m³)	$\frac{(B)}{(A)}$	(m³/m) 21.46
6	最 大 稼 働 率	一日配水能力 (A) 254,376 (m³)	一日最大配水量 (B) 159,748 (m³)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 62.8
7	固定資産使用効率	有形固定資産 (A) 5,422,729 (万円)	年間総配水量 (B) 52,029,098 (m³)	$\frac{(B)}{(A)}$	(m³/万円) 9.59
8	供 給 単 価	年間総有収水量 (A) 38,203,875 (m³)	給水収益 (B) 5,120,404,580 (円)	$\frac{(B)}{(A)}$	(円/m³) 134.03
9	給 水 原 価	年間総有収水量 (A) 38,203,875 (m³)	経常費用－受託工事費－長期前受金戻入 (B) 4,340,153,344 (円)	$\frac{(B)}{(A)}$	(円/m³) 113.61
10	1 人 1 日 平 均 有 収 水 量	現在給水人口 (A) 341,549 (人)	年間有収水量÷年間日数 (B) 104,668,151 (ℓ)	$\frac{(B)}{(A)}$	(ℓ) 306
11	職員1人当たり 営 業 収 益	損益勘定職員数 (A) 69 (人)	営業収益 (B) 5,148,722 (千円)	$\frac{(B)}{(A)}$	(千円) 74,619
12	職員1人当たり 給 水 人 口	損益勘定職員数 (A) 69 (人)	現在給水人口 (B) 341,549 (人)	$\frac{(B)}{(A)}$	(人) 4,950
13	職員1人当たり 有 収 水 量	損益勘定職員数 (A) 69 (人)	年間総有収水量 (B) 38,203,875 (m³)	$\frac{(B)}{(A)}$	(m³) 553,679
14	営 業 収 益 に 対 する 職 員 給 与 費 の 割 合	営業収益 (A) 5,148,721,941 (円)	職員給与費 (B) 577,415,756 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 11.2
15	費用中に占める 支払利息の割合	経常費用 (A) 4,593,759,506 (円)	支払利息 (B) 401,409,119 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 8.7
16	費用中に占める 減価償却費の 割 合	経常費用 (A) 4,593,759,506 (円)	減価償却費 (B) 2,366,724,838 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 51.5
17	有 収 水 量 1 m³ 当 たり 電 力 使 用 料 金	年間総有収水量 (A) 38,203,875 (m³)	動力費 (B) 378,942,158 (円)	$\frac{(B)}{(A)}$	(円) 9.92
18	固 定 資 産 対 長 期 資 本 比 率	資本金+剰余金+固定負債+繰延収益 (A) 55,284,378,293 (円)	固定資産 (B) 54,228,284,269 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 98.1
19	企業債元利償還 額の料金収入に 対 する 割 合	料金収入 (A) 5,120,404,580 (円)	建設改良のための企業債元利償還金 (B) 2,472,152,587 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 48.3

2 下 水 道

(1) 沿 革

本市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地490haを対象として着工した。昭和12年7月には下水処理場（現中部プラント）が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となった。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成した。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに計741haの整備が完了した。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始、汚水中継施設として則武ポンプ場が平成元年7月に稼働を開始した。

また、県庁を中心急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始、汚水中継施設として須賀ポンプ場が昭和61年4月に稼働を開始した。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和59年には旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第1処理分区及び東部第2処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成7年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成19年には住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成3年4月に東部第1・東部第2処理分区、平成4年3月に芥見処理分区、平成9年3月に日置江処理分区、平成23年3月に北東部処理分区の供用を開始した。また、平成18年1月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成7年4月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の4つの処理分区が編入された。

汚水処理に伴い永続的に発生する下水汚泥を有効利用する取り組みとして、平成6年から汚泥焼却灰から製造した焼成れんがの販売（現在製造終了、販売継続）を開始したが、平成20年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資

源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成21年度末に完成した。また、3県1市（愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画や、岐阜県が策定した木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画を受け、全プラントで高度処理を導入している。

このほか、市街地の浸水被害を解消するため雨水事業により市内各排水区において雨水渠の整備を進めており、中部排水区では昭和57年4月に伊奈波貯留槽、平成26年11月に梶川町貯留槽が稼働を開始、また北部排水区では平成16年から雄総排水ポンプ場に着工し、平成19年度末に完成した。

(2) 概 要

現在、単独公共下水道として第28次変更事業計画（令和4年3月）による中部、北部、南部及び北西部処理区の6,087ha、流域関連公共下水道として第11次変更事業計画（令和3年2月）による東部第1・第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の2,673ha、合計8,760haについて事業を進めている。

令和5年度末の処理面積は、単独公共下水道5,803haと流域関連公共下水道2,224haの合わせて8,027haとなっている。

拡 張 計 画 及 び 現 況

(令和6年3月31日現在)

区分		拡張計画及び現況										合計
		単独公共下水道				流域関連公共下水道						
		中 部 処 理 区	北 部 処 理 区	南 部 処 理 区	北 西 部 処 理 区	東 部 第 1 処 理 分 区	東 部 第 2 処 理 分 区	芥 見 処 理 分 区	北 東 部 処 理 分 区	日 置 江 処 理 分 区	柳 津 地 域	
処理面積 (ha)	計 画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
	現 況	625	1,596	2,322	1,260	787	185	416	319	124	393	8,027
処理人口 (人)	計 画	38,540	81,360	104,580	40,800	39,460	9,030	18,050	11,850	3,430	11,560	358,660
	現 況	38,240	82,540	109,220	50,240	41,290	9,290	17,620	11,540	3,650	12,450	376,080
処理能力 (m³/日)	計 画	31,500	43,300	72,100	32,000	—	—	—	—	—	—	178,900
	現 況	31,500	43,300	72,100	21,200	—	—	—	—	—	—	168,100
流入水量 (m³/日)	現 況	23,874	35,716	51,167	11,391	15,078	2,609	8,460		5,007		153,303
污水管延長 (m)	現 況	173,256	470,510	583,719	345,848	250,259	50,798	133,525	110,727	36,141	101,943	2,256,726
計画年次 (年度)	計 画	S. 9 ～R. 6	S. 37 ～R. 6	S. 45 ～R. 6	H. 10 ～R. 6	S. 58 ～R. 7	S. 58 ～R. 7	H. 1 ～R. 7	H. 17 ～R. 7	H. 6 ～R. 7	S. 63 ～R. 7	—
建設事業費 (百万円)	現 況	24,160	33,626	46,108	44,243	17,946	3,548	11,152	10,992	2,478	11,165	205,418
排除方式	現 況	分 流 式										—
処理方式	現 況	凝集剤併 用型ステ ップ流入 式多段硝 化脱窒法 ＋ 急速ろ過 法	嫌 気 好 気 活 性 汚 泥 法		凝 集 剤 併 用 型 循 環 式 硝 化 脱 窒 法 ＋ 急 速 ろ 過 法	木曽川右岸流域下水道に接続（岐阜県各務原浄化センター）						—

注：計画欄数値は、事業計画数値である。

污水管延長は、令和4年度繰越を含み、令和5年度繰越を含まない。

建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の4処理分区の合計値である。

ア 普及状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		数 量	普及数量	率 (%)	備 考
普 及 率	行 政 人 口 (人)	399,492	376,080	94.1	行政区内人口に対する処理人口の率
水 洗 化 率	処 理 人 口 (人)	376,080	327,380	87.1	処理人口に対する水洗化人口の率
	処 理 戸 数 (戸)	192,230	166,338	86.5	処理戸数に対する水洗化戸数の率
整 備 率	計 画 決 定 面 積 (処理区域) (h a)	9,150	8,027	87.7	処理区域の都市計画決定面積に対する処理面積の率
	事業計画面積 (h a)	8,760	8,027	91.6	事業計画面積に対する処理面積の率

イ 種別污水排除戸数

(令和6年3月31日現在)

区 分	戸数	構成比
第1種(家事用)	150,076	90.22%
第2種(学校、幼稚園、保育所用)	260	0.16%
第3種(公衆浴場用)	5	0.00%
第4種(第1～第3種に該当しないもの)	15,997	9.62%
合 計	166,338	100.00%

ウ 下水道の進捗状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	事業計画	令和5年度の実績	進捗率
事業費	管 渠	142,170百万円	138,662百万円
	ポンプ場	3,258百万円	3,250百万円
	プラント	66,419百万円	63,506百万円
	計	211,847百万円	205,418百万円

注：雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

エ プラントの概要（事業計画分）

名称 区分	中部プラント	北部プラント	南部プラント	北西部プラント	備考
位 置	岐阜市祈年町4丁目	岐阜市西中島6丁目	岐阜市南鶉6丁目	岐阜市曾我屋8丁目	令和4年3月 変更
敷 地 面 積	2.20ha	3.91ha	3.92ha	7.66ha	
計 画 処 理 能 力	31,500m ³ /日	43,300m ³ /日	72,100m ³ /日	32,000m ³ /日	
水処理方式計画	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法	嫌気好気活性汚泥法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過法	
汚 泥 処 理 方 式	濃縮→脱水→北部へ搬送	濃縮→脱水→焼却→りん回収	濃縮→脱水→焼却→北部へ搬送	北部へ圧送	
放 流 先 河 川	新荒田川	伊自良川	境川	根尾川(伊自良川)	
処理開始年月日	昭和12年7月1日	昭和41年7月1日	昭和48年6月7日	平成16年2月7日	

オ 受益者負担金制度の導入

(ア) 導入の経過

受益者負担金は、昭和38年の生活環境施設整備緊急措置法に基づく下水道整備5箇年計画により下水道を計画的に整備するため、その財源確保の一方策として受益者負担金制度の採用が提言され、国においても制度採用都市には国庫補助金の増大及び起債の許可を優先的に考慮するなど積極的指導がなされてきた。

本市における下水道は、昭和9年以来拡充整備してきたが、都市周辺部の急激な発展に伴い、公害対策、環境衛生の面からも下水道建設要望は強く、早急に整備する必要にせまられた。計画されている北部排水区及び南部排水区の整備には莫大な建設費が必要となり、限られた財源

ではいつまでも下水道の普及はなく、建設財源を確保することが必要となり、その財源として昭和45年度から受益者負担金制度を導入することとなった。

(イ) 負担率の決定

受益者負担率は1/3～1/5の範囲とされているが、本市の場合は1/5と最低の率で決定された。

(ウ) 導入にあたっての問題点

昭和9年以来の下水道建設により負担金賦課時点での整備は、中心部はもちろんのこと長良川以北地区一部についても下水道が完備していたので、この既設地区からの負担金徴収が難しいと考えられたが、負担の公平を保つため既設

地区からも徴収することと決定された。

(エ) 住民への説明

既設地区については、自治会単位で説明会を開催した。その後各町内からの申出、希望により説明会を開催している。

(オ) 農地への賦課

農地については、申請により農地転用まで徴収を猶予する。ただし、市街化の著しい区域の農地については、この限りでないとし、現在に至っている。

(カ) 納付方法

昭和36年度以前に施行済の中部排水区は8か年分割納付、その他の地区については5か年分割納付とし、それぞれ1年を4期に分けて納付する。

(キ) 負担金の減免

- ① 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地
- ② 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地
 - ・学校教育法第1条に規定する学校の用地
 - ・社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉施設に用する土地
 - ・警察法務収容施設用地
 - ・病院用地
 - ・一般庁舎用地
 - ・消防施設用地
 - ・公務員宿舍用地
 - ・その他の建物の土地
- ③ 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地
- ④ 公の生活扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有若しくは使用する土地
 - ・生活保護法により生活扶助を受けている者が所有若しくは使用する土地
 - ・生活保護法により生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有若しくは使用する土地
- ⑤ 文化財である土地又は文化財である建物その他工作物の土地
- ⑥ その他その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地
 - ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条第2項又は第3項に規定する事業のために設置する施設の用地
 - ・私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので、教育の目的に使用している土地
 - ・墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地
 - ・宗教法人法第4条第2項に規定する宗教

法人が同法第3条に規定する境内地として使用している土地

- ・鉄道事業法第2条第2項、第3項又は第4項に規定する事業の用に供する施設の用地
- ・自治会等が管理する施設に係る用地
- ・水路及び公道に準ずる私道
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により建造物の築造が禁止されている特別高圧架空電線下の用地又は架空電線路の鉄塔用地
- ・その他実情に応じて減免を必要とする土地

(ク) 負担金の猶予

- ① 災害、盗難、家族の病気、負傷等の場合、それぞれの関係機関の証明書の取得により1年～2年以内の徴収猶予が決められている。
- ② 農地の場合、受益者からの申請により農地転用まで徴収を猶予する。

(ケ) 負担区制導入の経緯

本市の受益者負担金は、北部及び南部排水区の拡張に伴う財源確保のために昭和45年度から導入されたものであるが、当時既に施工済の中部・北部排水区についても遡及して負担金を徴収することとし、中部・北部・南部排水区の一体性と継続性を考慮して同一負担金とした。

これら中部、北部及び南部排水区の下水道整備がほぼ完了し、平成3年4月から供用が開始されている木曽川右岸流域下水道に接続する東部、芥見排水区の整備が進み、また将来北西部地域においても計画があることなど総合的判断を加えると、現行制度をそのまま移行することは著しく妥当性を欠き、かつ公正な負担金制度を維持することが困難と考えられ、平成2年7月4日岐阜市公営企業経営審議会に対し見直しの諮問がなされた。平成2年10月29日に提出された答申の中で公平かつ妥当な負担金額の設定として、負担区制の導入についての答申が出された。（第1負担区、第2負担区の制定）

その後、本市では下水道整備区域の拡張計画が進められ、平成10年8月新たな単独公共下水道として北西部排水区域の事業認可を取得し、この区域の下水道整備を円滑に推進するために必要な建設財源としての受益者負担金を設定する必要が生じたことから、平成11年7月12日市長から岐阜市公営企業経営審議会に対し諮問がなされた。平成11年8月11日に提出された答申の中で負担の軽減に配慮した公正かつ公平な負担金額の設定として、新たな負担区の答申が出された。（第3負担区の制定）

平成18年1月1日旧柳津町との合併により

旧柳津町における処理分区を第4負担区として設けた。（第4負担区の制定）

新たに整備される区域として、平成18年1月に流域関連公共下水道として北東部排水区域の事業認可を取得した。また、この区域の受益者負担金の設定にあたり岐阜市公営企業経営審議会で審議が行われ、平成19年1月11日に岐阜市長に答申され、平成19年第1回市議会定例会にて第3負担区に北東部排水区を加え単位負担金額が決定した。

市街化区域の整備が概ね完了した後、良好な水環境の保全という環境対策の面からも市街化区域の整備に引き続き、市街化調整区域の整備が必要である。このことから、市街化調整区域における下水道に伴う負担のあり方について、岐阜市公営企業経営審議会で審議が行われ、平成21年12月21日に岐阜市長に答申され、平成22年第1回市議会定例会にて、市街化調整区域を第5負担区と定め、受益者負担金の単位負担金額を決定した。（第5負担区の制定）

（コ）負担区分

負担区	負担区の推移	1 m ³ 当たりの 単位負担金額(円)
第1負担区	中部、北部及び南部処理区	50円
第2負担区	東部第1、東部第2、芥見及び日置江処理分区	150円
第3負担区	北西部処理区 北東部処理分区	230円
第4負担区	柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区	420円
第5負担区	市街化調整区域(市長が定める区域をいう。ただし、第1負担区から第4負担区までに含まれる区域を除く。)	250円

（サ）前納報奨金制度の経緯

前納報奨金制度とは、受益者が納期到来前の受益者負担金納付額を一括納付する際、報奨金交付基準に基づき交付しており、昭和45年度の受益者負担金制度の導入当初より、受益者負担金の早期納付の促進を目的とし導入された。

平成11年度に市税等の報奨金制度の見直しによる制度廃止に伴い、受益者負担金の報奨金の全期前納交付率を17.7%から8.85%に引き下げた。

令和元年12月の岐阜市上下水道事業経営審議会での審議を経て、経過措置を設けたうえで、令和2年4月1日に廃止した。

カ 水洗便所の普及

本市は下水道に対する市民の理解が極めて深く、

その普及は高率を示しているが、なお次のような普及施策を設けている。

（ア）助成金（平成15年3月31日改正）

昭和31年4月1日制度新設

① 水洗便所改造等工事助成金(新築家屋を除く)
交付条件

区 分	公共下水道が使用できるようになった日から3年以内若しくは1年以内に工事を行った場合
市民税均等割または非課税の場合	30,000円
上記以外の場合	20,000円

② 共用管布設工事助成金（新築家屋を除く）
5,000円

③ 水路越工事助成金（下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものを除く）

伏越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額（円）	摘 要
1.8m以上 2.5m未満	83,000	水路の深さが1.4mを超える場合は0.2m増すごとに11,000円を加算する
2.5m以上 3.0m未満	87,000	
3.0m以上 3.5m未満	91,000	
3.5m以上	95,000	

上越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額（円）	摘 要
2.0m以上 2.5m未満	80,000	水路の深さが1.5mを超える場合を対象とする
2.5m以上 3.0m未満	89,000	
3.0m以上 3.5m未満	105,000	
3.5m以上	116,000	

（イ）融資あっ旋制度（平成17年1月26日改正）

※（昭和62年4月1日制度新設）

融 資 額 一世帯につき100万円以内

融資利率 年2.3%

（制度新設時は年4.98%）

償還方法 元利均等割賦償還

償還期間 6月以上60月以内とし、
6月を1単位とする。

（ウ）利子補給制度（平成17年1月26日改正）

※（平成5年4月1日制度新設）

融資あっ旋制度の利用者に対し、返済利子の一部を利子補給する。

利子補給利率 年1.15%

支 払 期 日 年2回（3月・9月）

(エ) 私道への布設

水洗化の普及促進を図るため、下記の条件を満たしている場合は、市において公共下水道としての築造及び管理を行う。ただし、官公社宅、公団住宅等の民有道路敷及び開発行為区域内は除く。

(イ) 私道を無償で使用することについて、当

該私道の所有者の全員が承諾していること。

(ロ) 私道の幅員1.8メートル以上あり、工事可能で道路としての形態を有していること。

(ハ) 即時下水道使用戸数が2戸以上であること。

キ 下水料金

下水料金表(1か月につき)

令和6年3月31日改定(令和6年8月1日から適用)

種 別		基本料金	従量料金	
下水料金 (月)	汚水料金	一般汚水 1,080円	10㎥までの分	1㎥につき 35円 /㎥
			10㎥を超え20㎥までの分	1㎥につき 132円 /㎥
			20㎥を超え50㎥までの分	1㎥につき 146円 /㎥
			50㎥を超え500㎥までの分	1㎥につき 153円 /㎥
			500㎥を超え10,000㎥までの分	1㎥につき 159円 /㎥
			10,000㎥を超える分	1㎥につき 166円 /㎥
	公衆浴場汚水	1,080円	10㎥までの分	1㎥につき 8円 /㎥
10㎥を超える分			1㎥につき 26円 /㎥	
水質料金		一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のほかにその濃度に応じて1㎥につき240円以内においてこれを増徴する。		
雨水料金		雨水放流量積1㎥につき1か月15円 (管理者においてやむを得ないと認めたものに限る。)		
計測器料金		1 個 20,000円以内 ディスポーザーを使用する場合 (ディスポーザーに併せて排水処理装置を設置する場合を除く。) 1 台につき400円		

※下水料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。)に規定する2か月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額(1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

◎下水道へ放流される汚水量の認定

使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。

- 1 水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
- 2 井戸水等を使用した場合においては、計測(管理者の認める計測器による計測)にもとづく水量をもって放流量とみなす。
- 3 管理者が前各号によりがたいと認める場合は、管理者の認定する水量をもって放流量とみなす。
- 4 管理者は第2号の計測をするため、適当な場所に計測のための装置を取り付けるものとする。この場合、使用者は、装置の取付けを拒み、又は妨げることはできない。

井戸水放流量認定基準表(1か月につき)

令和6年3月29日改定(令和6年8月1日から適用)

種 別		水 量
第1種	家 事 用	1人 12m ³ 、2人 19m ³ 、3人 25m ³ 、4人 27m ³ 、5人 30.5m ³ 、6人 38m ³ 、以後1人増すごとに3.5m ³ 加えた量
第2種	学校、幼稚園、保育所用	削除
第3種	公 衆 浴 場 用	管理者の認定する量
第4種	ア 削 除	
	イ ホ テ ル 及 ビ 旅 館	管理者の認定する量
	ウ 削 除	
	エ 管 理 者 が 定 め る 職 種	2人まで33.5m ³ 、以後1人増すごとに8.5m ³ 加えた量
	オ 官公署、事務所及びイ、ウ、エに属さない営業	5人まで18m ³ 、6人以上10人まで24m ³ 、以後10人又はその端数ごとに14.5m ³ 加えた量
	カ 削 除	

※水道と井戸水併用時の放流量について

- ①水道水と井戸水メーター使用の場合 水道水と井戸水の合算放流量
- ②水道水と井戸水放流量認定基準の場合 以下のうちいずれか多い水量
 - ・認定基準による放流量
 - ・水道水放流量と認定基準による放流量に0.8を乗じたものの合算放流量

(3) 流域下水道計画

ア 計画と岐阜市

昭和45年12月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになった。

木曽川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成するため、昭和49年8月に本市を含む4市9町（市町合併により、現在は4市6町）において木曽川右岸流域下水道の当初計画決定が行われた。

岐阜市分は、当初既設区域の中部処理区と4流域関連処理分区が決定されたが、昭和57年2月に中部処理区を除き、現在では、東部第1、東部第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計2,860haの計画である。

イ 事業概要

(ア) 事業主体

岐阜県

(イ) 関連市町村（4市6町）

岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、笠松町、坂祝町、八百津町、御嵩町、岐南町、川辺町

(ウ) 排除方式

分流式

(エ) 全体計画内容

(令和6年3月31日現在)

計 画 規 模	全 体 計 画
計画処理区域面積	約16,643ha
計 画 人 口	433,900人
計 画 処 理 水 量	日最大 222,640m ³ /日
浄 化 セ ン タ ー	1箇所
ポ ン プ 場	4箇所
幹 線 管 渠 延 長	77,640m

(オ) 浄化センターの概要

(令和6年3月31日現在)

名 称	岐阜県各務原浄化センター
位 置	各務原市下切町、松本町、前渡西町及び前渡東町地内
敷 地 面 積	約37ha
計 画 処 理 能 力	日最大 228,000m ³ /日
処 理 方 式	標準活性汚泥法＋急速ろ過法嫌気・無酸素・好気法＋急速ろ過法 ステップ流入式多段硝化脱窒法＋凝集剤添加＋急速ろ過法
放 流 先 河 川	木曽川、境川（長良川）
維 持 管 理 業 務	(財)岐阜県浄水事業公社（平成29年9月20日設立）に委託

(4) 下水汚泥の有効利用

下水汚泥の有効利用として、平成6年から焼成れんがを製造販売し、「循環型社会の実現」に大きく寄与してきたが、平成20年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成21年度末に完成した。

(5) 財政状況

ア 収益の収入及び支出

(収 入)

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
下水道事業収益	9,325,482,000	100.0	8,830,645,249	100.0	8,854,116,139	100.0
営業収益	7,177,839,000	77.0	6,724,662,924	76.2	6,830,958,203	77.2
営業外収益	2,147,643,000	23.0	2,105,982,325	23.8	2,023,157,936	22.8

(支 出)

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
下水道事業費	8,900,252,000	100.0	8,153,300,110	100.0	8,269,008,113	100.0
営業費用	7,939,021,000	89.2	7,234,588,695	88.7	7,324,848,867	88.6
営業外費用	956,231,000	10.7	918,711,415	11.3	944,159,246	11.4
予備費	5,000,000	0.1	0	0.0	0	0.0

イ 資本の収入及び支出

(収 入)

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
資本の収入	3,710,204,000	100.0	5,024,019,080	100.0	4,002,107,315	100.0
企業債	2,381,000,000	64.2	2,817,500,000	56.1	2,557,800,000	63.9
国県補助金	563,500,000	15.2	1,373,665,000	27.3	646,523,000	16.2
一般会計補助金	621,211,000	16.7	647,007,737	12.9	689,644,817	17.2
負担金	144,493,000	3.9	185,846,343	3.7	108,139,498	2.7

(支 出)

区 分	令和6年度予算額		令和5年度決算額		令和4年度決算額	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
資本の支出	6,515,139,000	100.0	7,936,399,185	100.0	7,492,990,426	100.0
建設改良費	2,263,710,000	34.7	3,577,649,515	45.1	3,063,377,910	40.9
企業債償還金	4,251,429,000	65.3	4,358,749,670	54.9	4,429,612,516	59.1

(6) 下水道経営分析 (令和5年度)

項 目		算 出 基 礎		算出方法	数値
1	普 及 率	行政区域内人口 (A) 399,492 (人)	現在処理区域内人口 (B) 376,080 (人)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 94.1
2	水 洗 化 率	現在処理区域内人口 (A) 376,080 (人)	現在水洗便所設置済人口 (B) 327,380 (人)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 87.1
3	有 収 率	年間総処理水量 (A) 56,108,850 (m³)	年間総有収水量 (B) 42,232,482 (m³)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 75.3
4	負 荷 率	一日最大処理水量 (A) 142,857 (m³)	現在晴天時平均処理水量 (B) 110,435 (m³)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 77.3
5	終末処理場施設 利 用 効 率	現在晴天時処理能力 (A) 168,100 (m³)	現在晴天時平均処理水量 (B) 110,435 (m³)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 65.7
6	管 渠 使 用 効 率	管渠延長 (A) 2,256,726 (m)	年間総処理水量 (B) 56,108,850 (m³)	$\frac{(B)}{(A)}$	(m³/m) 24.9
7	最 大 稼 働 率	現在晴天時処理能力 (A) 168,100 (m³)	一日最大処理水量 (B) 142,857 (m³)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 85.0
8	固定資産使用効率	有形固定資産 (A) 11,122,920 (万円)	年間総処理水量 (B) 56,108,850 (m³)	$\frac{(B)}{(A)}$	(m³/万円) 5.04
9	使 用 料 単 価	年間総有収水量 (A) 42,232,482 (m³)	下水料金 (B) 5,796,263,466 (円)	$\frac{(B)}{(A)}$	(円/m³) 137.25
10	処 理 原 価	年間総有収水量 (A) 42,232,482 (m³)	污水处理費 (B) 5,403,181 (千円)	$\frac{(B)}{(A)}$	(円/m³) 127.94
	内維持管理費分		2,962,989		70.16
	内資本費分		2,440,192		57.78
11	職員1人当りの の污水处理水量	損益勘定職員数 (A) 70(人)	年間総処理水量 (B) 56,108,850 (m³)	$\frac{(B)}{(A)}$	(千m³) 802
12	污水处理費に対 する使用料割合	污水处理費 (A) 5,403,181 (千円)	下水料金 (B) 5,796,263 (千円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 107.28
	内維持管理費				195.62
	污水处理費割合	2,962,989			
13	固定資産対長期 資 本 比 率	資本金+剰余金+固定負債+繰延収益 (A) 112,097,561,392 (円)	固定資産 (B) 114,533,064,073 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 102.2
14	企業債元金償還金 対減価償却額比率	減価償却費 (A) 3,824,012,131 (円)	建設改良のための企業債元金償還金 (B) 3,416,120,217 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 89.3
15	企業債元金償還金 対料金収入比率	下水料金 (A) 5,796,263,466 (円)	建設改良のための企業債元金償還金 (B) 3,416,120,217 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 58.9
16	企 業 債 利 息 対 料 金 収 入 比 率	下水料金 (A) 5,796,263,466 (円)	企業債利息 (B) 685,393,331 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 11.8
17	企業債元利償還金 対料金収入比率	下水料金 (A) 5,796,263,466 (円)	建設改良のための企業債元利償還金 (B) 4,057,022,650 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 70.0
18	職 員 給 与 費 対 料 金 収 入 比 率	下水料金 (A) 5,796,263,466 (円)	職員給与費 (B) 599,366,291 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(%) 10.3